

ロックの『統治二論』なぞり書きプリント

(<https://www.gutenberg.org/cache/epub/7370/pg7370-images.html>)の中から、日本国憲法の根幹となる理念(基本的人権の尊重、国民主権など)に思想的な影響を与えたと考えられる中核的な箇所を厳選して翻訳、なぞり書きプリント教材として作成しました。

翻訳は Google の提供する「NotebookLM」によって行われたものを、一部筆者が修正しています。人類が「自由」や「平等」を勝ち取る歴史に思いを馳せ思いながら、なぞってみてください。

1. 「基本的人権の尊重(生命・自由・財産の保障)」への影響

ロックは、人間が生まれながらにして持っている権利(自然権)を「生命・自由・財産」と定義し、政府の最大の目的はそれを守ることだと主張しました。これは、日本国憲法第13条(生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利)や第29条(財産権)の思想的基礎となっています。

【翻訳】(第9章 第123節)

したがって、人々が国家を結成し、自らを政府のもとに置く最大かつ主たる目的は、彼らの所有権(プロパティ)の保全である。

ここでロックは直前の文で、人々が互いに結びつく理由を

彼らの生命、自由、および財産(これらを私は総称して所有権と呼ぶ)の相互の保全のため

と定義しています。

2. 「国民主権（同意による統治）」への影響

いかなる権力者であっても、人々の「同意」なしに支配することはできないという思想です。これは、日本国憲法の前文および第 1 条にある「主権が国民に存する」という国民主権の原理に直結しています。

【翻訳】（第 8 章 第 95 節）

人間は、すでに述べたように、本性上すべて自由で、平等で、独立しており、誰も自身の同意なしに、この状態から引き離され、他者の政治的権力に服従させられることはありえない。ある者が自らの自然の自由を手放し、市民社会の絆を引き受ける唯一の方法は、安全で平和な生活を互いに送り、自分たちの財産を確実に享受し、社会に属さない者からの脅威に対してより大きな安全を得るために、他の人々と合意して一つの共同体（コミュニティ）へと結合し団結することである。

3. 「法の支配」と「適正手続」への影響

統治者は、恣意的な思いつきで政治をしてはならず、あらかじめ定められた法律と正式な裁判官によってのみ権力を行使できるとする思想です。これは、日本国憲法第 31 条の「法定の手続（デュー・プロセス）」や、第 76 条の「司法権の独立」などの「法の支配」の原則に影響を与えています。

【翻訳】(第11章 第136節)

立法権、すなわち最高権力は、一時的で専断的な命令によって統治する権力を自ら引き受けることはできず、公布され確立された法律と、公認された裁判官によって、正義を施し、臣民の権利を決定する義務を負う。

4. (参考)「抵抗権」の思想

日本国憲法に直接「抵抗権」という明文規定はありませんが、政府が国民の権利を侵害した場合、国民にはその政府を変更する権利があるというロックの思想(革命権・抵抗権)は、近代民主主義の根底を支える考え方です。

【翻訳】(第19章 第222節)

したがって、立法者が人民の財産を奪い、破壊しようと企てる場合、あるいは彼らを専断的な権力のもとで奴隷状態に陥れようとする場合、彼らは人民に対して戦争状態に入ることになり、人民はそれ以上の服従を免除され、神がすべての人のために用意した共通の避難所(実力による抵抗)に委ねられる。